海水浴場における
新型コロナウイルス感染症の
感染防止対策ガイドライン

（第２版）

令和２年７月１日（第１版）
令和３年５月１４日（第２版改定）

京　丹　後　市
京丹後市観光公社
京丹後市商工会

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症については、令和２年５月 25 日に国の緊急事態宣言が解除されてなお新規感染者の発生は続いています。その特徴として「無症状」の感染者が一定割合存在し、潜伏期間が 1～14 日（一般的には 5～6 日、WHO。）あることを踏まえると、十分な感染防止対策がとられない場合、海水浴場は開設されるべきではないと考えています。

本ガイドラインは、海水浴場において密接、密着、密閉のいわゆる「三密」を避け、新型コロナウイルスから利用者及び従事者自身の生命を守るために海水浴場開設者が講じるべき具体的な対策事項を示すものであり、海水浴場を開設するには、このガイドラインのすべての事項を確実に遵守していただく必要があります。ガイドラインの事項が遵守できない場合、また海水浴場の開設中にガイドラインの事項を遵守できない状況になった場合には、中止していただきたいと考えています。

海水浴場開設者が本ガイドラインの内容を遵守したうえで、加えて海水浴場ごとの特徴を踏まえた独自の手立てや工夫が実施されること、また、利用者にその内容を提示し理解を求めていくことで、有効な感染症予防対策につながるものと考えます。

これらの取組により、海水浴客、従事者及び地域住民の安心・安全を確保するとともに、徹底した感染症予防対策による「安心して訪れることのできる京丹後の海」を発信し、新型コロナウイルス感染症により低迷する地域経済の回復を図ります。

本ガイドラインの内容は、今後、新型コロナウイルス感染症に関する新たな知見や、国及び府の対応方針の変更、全国あるいは近隣市町の海水浴場の開設状況等により変わることがあります。

【策定方法】

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年５月 14 日）に示されたガイドライン作成の求めに応じ、（３）１）①「感染拡大を予防するあたらしい生活様式について」３）③「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」を基本とし、京都府感染拡大予防ガイドラインはじめ、各種業界団体が発行している業種別ガイドライン、他県市町等の海水浴場等におけるガイドライン等を参考に、公衆衛生の専門家である京都府丹後保健所の協力により、京丹後市内の海水浴場で独自に対策が必要と思われる内容を適宜追加し取りまとめました。

【第２版改定内容】

改定か所	改定前	改定後
【具体的な対策】 ７―(3)ごみの廃棄	①持ち込んだごみは、「原則、持ち帰り」とする。	①持ち込んだごみは、可能な限り排出者に「持ち帰り」を促す。
専用相談窓口	（帰国者接触者相談センター） ○京都府丹後保健所（0772）62-4312・・平日の８：30～17：15 ○京都府健康対策課 （075）414-4726（ＦＡＸ兼用）・・平日・土日祝 24 時間	○新型コロナ医療相談センター （075）414-5487・・365 日・24 時間

【具体的な対策】

１. 海水浴場開設者が実施すること

⑴　事前に、全従事者に対し本ガイドラインの内容を十分に説明し、実践を徹底させること。

⑵　場内の混雑を緩和することで本ガイドラインに沿った対応が可能となるよう、海水浴場ごとの規模や従事者数等を考慮したうえで、事前に次の事項について適正な上限を設定すること。

①　１日あたり（又は１時間あたり）の入場者数（又は駐車台数）

②　開設時間及び開設日数

２. 業務従事者等が実施すること

⑴　従事者は、業務の従事前後に検温、健康チェックを実施し、その結果を記録する。

※特に個人の平熱＋1 度以上の熱がある、息苦しさ・強いだるさや、咳、咽頭痛などの症状がある場合は、自宅療養とし、受診を要する場合は京都府の専門相談窓口に相談するよう促し、その結果を開設者の代表に報告する。

⑵　従事中（前後）は、咳エチケット、マスクの着用、手洗い、手指消毒を徹底して実施する。

⑶　従事中は、十分な水分補給をするなど熱中症予防対策をする。

３. 業務従事者が行う海水浴利用者への周知（場内掲示、場内放送、配布物等）

以下の事項について、場内各所への掲示及び配布物等により告知するとともに、1 時間に１回程度場内放送を行うほか巡回等により注意喚起を行うこと。（海岸にＢＧＭを流さないなど場内放送が聞き取りやすい環境をつくること。）

⑴　発熱や軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある人は利用しない。

⑵　海岸では、隣のグループ等との距離をできるだけ２ｍ（最低１ｍ）以上あける。

⑶　大声を出したり、歌を歌ったりしない。

⑷　ビーチボール、フリスビー、サッカーなど、他グループの方への接触が懸念されるような行為はしない。

⑸　ごみの持ち帰り（又は決められた方法での排出）。

４. 駐車場（料金収納）係の対応

⑴　来場者と接触する際は、マスク、フェイスシールド、ゴム手袋などの個人防護具を装着する。

⑵　駐車料金の収受、駐車券の手渡しはトレーを介する等の方法により接触の機会を減らすとともに、適宜、消毒用アルコールで手指を消毒する。

⑷　配布物等により、利用者が遵守すべき事項を伝える。

⑸　どうしても持帰ることのできないごみ用に、ごみ袋を手渡す。

⑹　１の⑵の①に基づき、入場制限（駐車台数制限）を行う。

⑺　１の⑵の②に基づき、閉場時刻を伝える。

５. 連絡員の対応

⑴　来場者と接触する際は、マスク、フェイスシールド、ゴム手袋などの個人防護具を装着する。

⑵　適宜、消毒用アルコールで手指を消毒する。

⑶　場内掲示物等の設置・点検を行うとともに、「３」の周知事項について、１時間に１回程度場内放送を行うほか巡回等により注意喚起を行う。

⑷　救護者が出た場合については、救護者の情報（氏名、連絡先など）を記録に残し、感染が発生した場合の救護者への確実な連絡と行政機関による調査への協力に備える。

６. 場内点検係（他の係との兼務含む）の対応

⑴　来場者と接触する際は、マスク、フェイスシールド、ゴム手袋などの個人防護具を装着し、場内各施設の点検、清拭消毒、感染防止資材の補充、利用者への注意喚起を行う。

⑵　適宜、消毒用アルコールで手指を消毒する。

⑶　場内掲示物等の設置・点検を行うとともに、「３」の周知事項について、１時間に１回程度場内放送を行うほか巡回等により注意喚起を行う。

７．施設の管理等

⑴　トイレ

①不特定多数が触れる場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふた、水洗レバーなど）は定期的に清拭消毒を行う。（便器内は通常の清掃でよい。）

②ハンドドライヤーや共通のタオルは禁止する。（ペーパータオル設置可能なトイレはできるだけ活用する。）

③手洗い場には、石鹸を用意する。（ポンプ式が望ましい。）

④トイレの順番待ちは、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）以上空けて待機するよう周知する。

⑵　更衣室・シャワー室

①室内又はスペース内で不特定多数が触れる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、蛇口ハンドル、シャワーヘッド、テーブル、イス等）については、定期的に消毒をする。

②利用者自身が消毒できるよう、消毒資材を設置する。

③窓を開ける、換気扇を常に回す等換気に注意する。

④更衣室、シャワー室の順番待ちは、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）以上空けて待機するよう周知する。

⑤利用者で混雑しているような場合には、自家用車での着替えを勧めること。

⑶　ごみの廃棄

①持ち込んだごみは、可能な限り排出者に「持ち帰り」を促す。帰路の公共交通機関への持込ができないなど、どうしても持ち帰ることが困難なごみは、ビニール袋に密閉し縛って集積場所へ置く。

②ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用し、作業後は必ず石けんと流水で手を洗う。

⑷　浜店

①テーブルごとについ立てを設置するか、原則２ｍ以上（最低１ｍ）の間隔を空け、同方向配列で座席を配置する。（同方向配列が困難な場合は、対面での飲食とならないよう配置を工夫する。）

②座席数に収まるよう入店制限し、違うグループの相席をさせない。
③順番待ちは、最低１ｍの間隔を保つよう従業員が誘導するか、整理券の発行等により行列を作らない方法を工夫する。また、混雑が予想されるときは、入口の外におよその待ち時間を表示する。
④不特定多数が触れるテーブル、椅子、メニューブック等は、客が入れ替わるたびに消毒を徹底する。
⑤テイクアウト用の容器を準備するなどし、極力、店外で飲食できる環境を整える。なお、テイクアウトした際に発生するゴミは、各店舗において回収する旨を利用客に伝え、浜等に放置しないよう指導を徹底する。
⑥従業員は、業務前後に検温、健康チェックを実施し、その結果を記録する。
※特に個人の平熱＋1 度以上の熱がある、息苦しさ・強いだるさや、咳、咽頭痛などの症状がある場合は、自宅療養とし、受診を要する場合は京都府の専門相談窓口に相談するよう促し、その結果を店の代表者に報告する。
⑦従業員は、マスクの着用及び手指消毒を徹底する。
⑧利用者が入店時に手指消毒できるよう、消毒液を設置する。
⑨営業者が感染防止対策で取組む内容について、利用者が見える場所に掲示する。

８．感染の疑いのある者が発生した場合の対応

利用者から、風邪の症状が続いている、息苦しさ、強いだるさ、高熱など新型コロナウイルス感染症が疑われるような症状を申し出られた場合は、下記の専用相談窓口へ相談するよう促す。

専用相談窓口
〇新型コロナ医療相談センター
（075）414-5487・・・・365 日・24 時間